

平成30年5月31日

第1 審議会の結論

〇〇で審査請求人と実施機関職員が面談した際に、職員が記録していたメモを非開示としたことは妥当であるが、これに係る聞取り票及び陳情に係る主管課宛ての電子メールは開示すべきである。

第2 本件審査請求に至る経緯

- 1 平成30年1月24日付けで審査請求人より公文書開示請求（以下「開示請求1」とする。）があった。
- 2 開示請求1の内容は、実施機関が保有する開示請求者に係る文書であり、①〇〇について厚生労働省に照会した際の記録及び②これらを含む実施機関が保有する「〇〇に係る相談」についての内容が記載された全ての公文書が請求項目とされている。
- 3 平成30年1月26日付けで審査請求人より公文書開示請求（以下「開示請求2」とする。）があった。
- 4 開示請求2の内容は、「〇〇の充実について」における文書で、①本件に関連し議会各会派への説明等のために作成・記録した文書及び「内部協議資料」並びに②議会各会派への説明に当たり意見又は質問等を記録したメモ及びその他文書が請求項目とされている。
- 5 平成30年2月7日付けで、実施機関は開示請求1及び開示請求2について、それぞれ公文書開示決定を行った。
- 6 平成30年2月16日付けで、審査請求人は開示請求1及び開示請求2に対する公文書開示決定を不服として鳥取県知事に対して審査請求を行った。
- 7 平成30年3月1日付けで、実施機関は開示請求2について再決定を行った。これは、請求された二項目を区分し、①「〇〇」及び「〇〇取組状況」については公文書開示決定をし、また②「議会各会派への説明に当たり意見又は質問等を記録した文書」については公文書不存在決定を行うものであった。

第3 審査請求人の主張

- 1 面談時に実施機関職員が作成したメモは、職員が職務上、今後の行政上の事務遂行のために行政目的で作成した公文書であり、また、この時の意見の聞取り票があるはずである。審査請求人は「〇〇に係る相談の内容が記載された全ての公文書」を請求しており、これらが提出されていないのは不作為であるので、速やかに提出されたい。〈開示請求1関係〉
- 2 〇〇に当たって作成された内部協議資料及びその決裁過程が分かる資料が提出されていないのは不相当である。公文書の決裁過程が目に見える形で明らかになっていないことは、適切な取扱いではないと考え、これらが残っていないのであれば、重大な問題である。〈開示請求2関

係>

- 3 担当課と主管課の間でやり取りをしたメールは、発信元や受信先が個人に割り当てられたメールから送られたものか、課メールであるかは問わず、職員が作成又は取得し、組織的用途に供するもので、行政機関が保有するものという公文書の定義を満たしており、開示すべきである。また、主管課が県議会事務局へ送付したものも開示請求の内容に含まれる。<開示請求2①関係>
- 4 議会各会派への説明に当たり意見又は質問等を記録した文書がないのであれば、全部開示決定ではなく不存在決定を行うべきである。<開示請求2②関係>
- 5 開示請求前に、開示文書は95枚と聞いたが、実際に開示された文書は91枚であったので、不足分を追加提出されたい。
- 6 開示決定につき、不服申立てに係る教示がなかった。

第4 実施機関の主張

- 1 面談時に実施機関職員が作成したメモ及びこれに係る聞取り票は、公文書開示請求書にある「〇〇の相談」ではなく今後の相談方法及び相談体制を協議したもので、開示請求の対象ではないと判断した。<開示請求1関係>
- 2 〇〇に係る議会資料作成に当たっては、実施機関の担当課職員と所属長の間で直接やり取りが行われたため、確認過程において書面は存在していない。よって、現存する文書で開示請求の対象となったものは全て開示している。<開示請求2関係>
- 3 担当課職員と主管課職員とのメールは、複数の職員が閲覧できるものではない。また、メールに添付されたファイル（公文書）を印刷した後は、当該メール自体は組織的に用いるものでもない。よって、開示の対象ではないと判断した。<開示請求2関係>
- 4 議会各会派への説明については、一名の議員からの依頼により説明を行ったが、事実確認であったため記録はない。これについては、審査請求人からの意見を受け、平成30年3月1日付けで不存在決定通知を行った。<開示請求2②関係>
- 5 開示請求前に聞いた枚数と開示された文書の枚数が異なることについては、印刷設定ミスによるものである。縮小印刷設定をして1ページ・1枚に出力すべき文書がいくつかあるが、縮小処理をし忘れたため、1ページ分を2枚に出力してしまった。このようなものが4カ所（当初は8ページでカウント、実際は4ページ交付）あり、慌てていたこともあり、そのまま審査請求人へお伝えしてしまった。

第5 審議会の判断

- 1 公文書の定義については、鳥取県情報公開条例（以下「条例」という。）で次のように規定されている。
（定義）
第2条
2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（略）が職務上作成し、又は取得し

た文書、(略)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。(略)

- (1) 面談時に実施機関職員が作成したメモについては、審議会閉会の2日後に、実施機関から事務局へ当該メモが記載された手帳の現物が提出された。そして、審議会の指示により事務局(元気づくり総本部県民課長)が現物を確認した。そこでは、職員が個人的に所有している手帳に、なぐり書きのような文字で書かれたメモの記載が見受けられた。

このことから、当該メモは職員自身のみが利用するために記録されたもので、他の職員へ見せることを前提に書かれたものではないこと、そして当該手帳は個人的に所有されているもので、他の職員が見るようなものではないことが確認できた。

つまり、当該メモは審査請求人の主張のとおり「職務上作成した文書」に間違いはないが、「組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」ではないため、公文書には該当しない。

- (2) 面談時の聞取り票については、実施機関が主張するとおり相談方法に関する記載が見られるものの、〇〇に係る記載も多く見られた。

実施機関は、当該聞取り票を開示請求1の対象外の文書とし、当該請求には含まれていないと主張するが、審査請求人は「〇〇に係る相談の内容が記載された全ての公文書」を請求しており、実施機関がこれを限定的に解釈する必然性は認められず、実施機関の主張には何ら理由がないと判断する。

当該聞取り票は、上記(1)のメモを元に作成されたものであるが、「職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であることは明らかであり、公文書に該当する。そして、審査請求人は開示請求に当たり、元々個人情報不要としているが、当該聞取り票には個人情報である相談者の氏名以外は、条例第9条第2項に規定する非開示事項に該当するものは見当たらない。

よって、実施機関は当該聞取り票を開示すべきである。

- 2 〇〇に係る議会資料作成に当たって作成された内部協議資料及びその決裁過程が分かる資料については、それらの存在を認めることができなかった。

- 3 〇〇について担当課が主管課に送ったメールを確認したところ、「cc」に担当課所属長が入っていた。

電子メールについては、平成21年5月に「政策法務室・県民室」(現政策法務課・県民課)が、電子メールの保存について考え方を明らかにし、知事部局内に周知をしている。この中で、公文書開示の対象となるメールの考え方を整理し、宛先上は1対1のメールであっても、「cc」又は「bcc」があれば組織共有性を認め、開示対象としている。

よって、当該メールは公文書に該当し、実施機関は開示すべきである。

なお、実施機関からの聞取りによると、主管課から担当課へ送られたメールは「cc」等がない

1 対 1 のメールで、その後利用することはないため既に削除されており、そして、主管課から県議会事務局への送付は手交により行われたため、これらに係る文書は元々存在しないとのことであった。

- 4 議会各会派への説明に当たり意見又は質問等を記録した文書については、それらが存在することを認めることができなかった。

また、これらの文書について実施機関による不存在決定通知が既に行われており、審査請求人の主張のとおり実施されたことを認める（不服申立てに関する教示も記載あり）。

なお、実施機関は現存する文書は全て開示するというで全部開示決定を行ったが、請求された文書には一部、不存在のものが含まれていた。実施機関は審査請求人にあらかじめその旨及び理由を伝え、説明の責務を果たすべきであったと考える。

- 5 開示請求前に審査請求人が実施機関から聞いた枚数と、実際に開示された枚数に相違があることについては、実施機関より該当文書の提出を受け、実施機関の主張どおりであることを確認した。

なお、実施機関はこれについて審査請求人に具体的に説明し、説明の責務を果たすべきであったと考える。

- 6 審査請求人は、審査請求書、意見書及び反論書並びに意見陳述において、実施機関の公文書の管理について意見を述べている。当審議会は、公文書の管理について直接審議する場ではないものの、条例第 40 条第 1 項では鳥取県公文書等の管理に関する条例に基づく適正な管理を明記している。条例の適正かつ円滑な運用を行うために、実施機関には適正な公文書管理に努めるべきであることを申し添える。